

令和4年9月29日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	県立高校改革の推進について -----	1
II	令和4年度（令和3年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について-----	14
III	県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について （令和4年3月17日以降） -----	16
IV	職員の定年引上げについて -----	27
V	教育職員免許状授与証明書交付手数料の有料化について -----	29
VI	一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について-----	30
VII	令和6年度再編・統合対象校の設置基本計画案について-----	31
VIII	「神奈川県食育推進計画」の改定について-----	33

I 県立高校改革の推進について

1 県立高校改革実施計画（全体）一部改定（案）

(1) 県立高校改革実施計画（全体）一部改定の経緯

ア 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革基本計画」（平成27年1月策定）に基づき、平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」（以下「全体計画」という。）は、中長期を展望し、平成28年度から令和9年度までの12年間の県立高校改革にかかわる教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合等について示している。

イ 全体計画の一部改定について

全体計画は、計画策定後の様々な状況変化に対応するため、Ⅲ期計画※策定時に、社会状況の変化やⅠ期、Ⅱ期計画の進捗状況の検証結果を基に必要な見直しを行うこととしている。

※ 全体計画をもとに、具体的に取り組む施策内容等を明らかにした期別計画（4年間の計画）を策定。Ⅰ期計画（平成28年度～令和元年度）、Ⅱ期計画（令和2年度～令和5年度）、Ⅲ期計画（令和6年度～令和9年度）。

(2) 全体計画一部改定（素案）に対する県民意見募集の実施結果

ア 実施方法

(ア) 募集期間

令和4年7月13日から8月12日

(イ) 周知の方法

記者発表、県のホームページでの情報提供、県の窓口での印刷物による縦覧及び関係団体等への情報提供

(ウ) 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

イ 実施結果

(ア) 意見提出者数 57 人

(イ) 意見の内訳 96 件

区分	延べ件数
① 計画全体に関すること	1 件
② 重点目標 1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」に関すること	11 件
③ 重点目標 2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」に関すること	1 件
④ 重点目標 3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」に関すること	16 件
⑤ 重点目標 4 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校運営に取り組めます」に関すること	1 件
⑥ 重点目標 5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」に関すること	0 件
⑦ 重点目標 6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます」に関すること	5 件
⑧ 重点目標 7 「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組めます」に関すること	59 件
⑨ その他	2 件
合 計	96 件

(ウ) 意見の反映状況

区分	延べ件数
A 計画（案）に反映したもの	7 件
B 既に計画（素案）に盛り込まれているもの	12 件
C 既に取り組んでいるもの	2 件
D 今後の取組の参考とするもの	74 件
E 計画（案）に反映できないもの	1 件
合 計	96 件

(エ) 主な意見

A 計画（案）に反映したもの

- ・ 課程・学科等の改善について、舞台芸術科に関して記載の追加があったが、具体のイメージが湧かない。子どものニーズにどのように対応しているのかわかりやすく記載してほしい。
- ・ III期計画では10校以上の再編・統合が計画されているが、再編・統合については先を見据えて慎重に判断してほしい。

B 既に計画（素案）に盛り込まれているもの

- ・ 弾力的な学級編制と少人数指導などの授業展開が可能となる、クリエイティブスクールの小規模化を進めてほしい。
- ・ 高校の学校数削減でなく、規模を小さくすることで地域から学校をなくさず、通学困難な生徒が生じないようにしてほしい。

C 既に取り組んでいるもの

- ・ 主権者教育を行ってほしい。
- ・ ICT利活用授業については、研究指定校だけでなく全ての高校で実施してほしい。

D 今後の取組の参考とするもの

- ・ 十分な支援体制や、検証がされていない中で、インクルーシブ教育実践推進校の拡大は行わないでほしい。
- ・ 中学校卒業生数の動向やコロナ禍に伴う社会的要請の変化等を踏まえ、再編・統合校数を大幅に縮減する必要があると考える。

E 計画（案）に反映できないもの

- ・ 県立高校における国際バカロレアの制度を撤廃すべき。

(3) 全体計画一部改定（案）の概要

ア 全体計画一部改定（案）の構成及び主な修正箇所

全体計画一部改定（案）の構成及び主な修正箇所は、次のとおり

改革の柱 1 質の高い教育の充実
重点目標 1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します
○ICT利活用授業研究推進校の指定 新型コロナウイルス対策の中で得られた経験などをもとに、オンラインでの学び、1人1台端末の活用、デジタル教材の開発などを実施する記載に修正
○生徒海外留学支援の実施 海外との交流をオンラインにより実施する可能性があることなどを記載に修正
○県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進 県立高校生学習活動コンソーシアムの活用を進めるとともに、各学校においても関係機関等との連携協力体制の構築を進め、活用していく記載に修正
重点目標 2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます
○STEAM教育研究推進校の指定 STEAM教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発を実施する記載を追加
○国際バカロレア認定推進校の指定・取組みの普及 横浜国際高校における国際バカロレアの学びを他校にも広め、県立高校全体の英語教育や探究的な学びを充実していく記載に修正

	<p>重点目標 3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します</p> <p>○様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実 生徒が抱える悩みや置かれている環境などによる、様々な課題に対応するための支援体制を充実していく記載を追加</p> <p>○通級指導導入校の指定 生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、通級指導導入校を指定し、通級による指導を実施する記載を追加</p>
--	--

改革の柱 2 学校経営力の向上	
	<p>重点目標 4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校運営に取り組めます</p> <p>○スクール・ポリシーに基づく教育活動の推進 スクール・ポリシーを策定・公表し、これに基づく教育活動を推進する記載を追加</p> <p>○学校経営・学校運営に資する外部人材の活用 学校の教育力や経営力の向上に期待される人材だけでなく、学校運営をサポートする人材も活用していく記載に修正</p>
	<p>重点目標 5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます</p> <p>○神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入・推進 コミュニティ・スクールの全校導入が完了したことを受け、神奈川の様々な資源をいかしながら、地域住民や保護者等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりにさらに取り組むとともに、学校運営協議会に設置された部会の活動を推進する記載に修正</p>

	<p>重点目標 6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます</p> <p>○耐震化・老朽化対策の更なる推進 耐震化・老朽化対策に加え、生徒の使用頻度の高い特別教室等の空調設備など、教育環境の整備を計画的に推進する記載に修正</p>
--	--

改革の柱 3 再編・統合等の取組み	
	<p>重点目標 7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組めます</p> <p>○学校規模の適正化の推進 学校規模の適正化については、地域性にも配慮することやクリエイティブスクールの学校規模を柔軟に設定する記載に修正</p> <p>○課程・学科等の改善 工業に関する学科、看護に関する学科の今後の方向性に関する記載を修正、舞台芸術科に関する記載を追加</p> <p>○県立高校の適正配置 Ⅲ期計画の再編・統合にあたっては、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施する記載を追加</p>

資料編	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【参考図表 2】 から 【参考図表 4】、【参考図表 6】 までの資料について、令和 4 年度学校基本調査等に基づく最新の数値に更新 ・ 【参考図表 5】 として、令和 19 年 3 月までの公立中学校卒業予定者数を推計した資料を追加

イ 県民意見募集結果を反映した修正

- ・ 「重点目標 7 イ 課程・学科等の改善 全日制の改善 その他の専門教育に関する学科 舞台芸術科」の記載を、舞台芸術に関わる進路だけでなく様々な進路に対応する記載に修正
- ・ 「重点目標 7 ウ 県立高校の適正配置 再編・統合による配置の考え方」の項目に、Ⅲ期計画の再編・統合にあたっては、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施する記載を追加

2 II期計画の一部改定（案）

全体計画の一部改定に伴い、II期計画の計画期間から取り組む施策を計画に反映。改定する取組みは次のとおり。

改革の柱1 質の高い教育の充実				
重点目標1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します				
<p>○生徒学力調査の実施</p> <p>生徒が身に付けた学力の状況等を把握するため、生徒学力調査を実施します。また、調査結果を県立高校全体で共有し、教育課程の改善を進め、各学校の「カリキュラム・マネジメント」の充実を図ります。</p>				
II期の工程表				
主体	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)
対象校			生徒学力調査の実施	
全校	「高校生のための学びの基礎診断」の活用 各校における調査結果を踏まえた教育課程及び指導の改善（今後のあり方を検討）		調査結果を踏まえた教育課程の改善及びカリキュラム・マネジメントの充実	
県教育委員会			各学校における教育課程の改善及びカリキュラム・マネジメントの充実にかかる支援	

○県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進

県教育委員会及び各学校では、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、地域の行政機関、大学、企業等と連携協定を結んで「県立高校生学習活動コンソーシアム」などの協力体制を構築します。

各学校では、こうしたコンソーシアムを活用した学びにより、学習機会の拡大を推進します。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)
全校	コンソーシアムの活用		各学校のニーズを踏まえた関係機関等との連携の促進 コンソーシアム等の活用の促進	
県教育委員会	コンソーシアムの拡大		各学校のニーズを踏まえたコンソーシアム等の拡大と連携内容の充実 県ホームページ等による活用事例等の紹介	

重点目標3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します

○様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実

生徒が抱える悩みや置かれている環境など、様々な課題に対応するため、支援体制の充実を図ります。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)
県教育委員会			生徒支援体制の充実	

改革の柱2 学校経営力の向上

重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校運営に取り組めます

○学校経営・学校運営に資する外部人材の活用

高い資質・能力を発揮して、県立高校の教育力や経営力の向上にとって期待される人材や、働き方改革を進めるための学校運営をサポートする人材の活用に取り組めます。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)
全校	民間人材活用の検討及び採用		外部人材の活用	
県教育 委員会	取組検証		外部人材を活用した取組みの検証及び更なる活用方策等の検討	

重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます

○耐震化・老朽化対策の更なる推進

「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき、耐震化対策・老朽化対策に引き続き取り組めます。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)
対象校	県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に基づく総合的な耐震化・老朽化対策工事の推進		県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に基づく耐震化（老朽化対策を含む）工事の推進	
			特別教室の空調設備整備の実施	

3 Ⅲ期計画（案）の策定

一部改定した全体計画に基づき、Ⅲ期計画（案）を策定する。Ⅲ期計画（案）の概要は次のとおり。

改革の柱 1 質の高い教育の充実
重点目標 1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します
<主な取組み> <ul style="list-style-type: none">○教育課程の改善○授業力向上の推進○プログラミング教育の推進○生徒の英語力向上の推進○歴史・伝統文化教育の推進○学習機会拡大の推進○学習意欲向上と確かな学力の育成
重点目標 2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます
<主な取組み> <ul style="list-style-type: none">○教育課程の改善〔再掲〕○科学技術・理数教育の推進○グローバル化に対応した先進的な教育の推進○専門教育の推進○国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進
重点目標 3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します
<主な取組み> <ul style="list-style-type: none">○教育相談体制の充実○インクルーシブ教育の推進<ul style="list-style-type: none">・4校のインクルーシブ教育実践推進校を新たに指定 白山、菅、保土ヶ谷、横浜南陵・地域バランスを考慮し、新たに通級指導を開始 高浜 <p>※保土ヶ谷での通級指導は令和7年度までとする</p>

改革の柱2 学校経営力の向上	
重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組めます	
<p><主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自律的・組織的な学校経営の充実 ○県立高校への理解を深める情報提供の推進 ○教職員の実践的指導力向上の推進 	
重点目標5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます	
<p><主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域協働による学校運営の推進 	
重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組めます	
<p><主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立高校の教育環境整備 	

改革の柱3 再編・統合等の取組み	
重点目標7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組めます	
<p><主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○課程・学科等の改善 ○県立高校の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施 具体的には、対象校について、 <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ期計画における全日制の再編・統合について、新校設置を計画期間内（令和9年度まで）に完了させるもの（期内）と計画期間外に新校を設置するもの（期外）とに分けて公表 ・今回は計画期間内に新校設置が完了する5組10校の再編・統合を実施 	

対象校	統合後の課程・学科	新校開校年度
田奈・ 麻生総合	単位制全日制 総合学科（クリエイティブスクール）	令和8年度
旭・ 横浜旭陵	学年制全日制 普通科	令和9年度
横浜桜陽 ・永谷	単位制全日制 普通科	令和9年度
藤沢清流 ・深沢	単位制全日制 普通科	令和9年度
小田原城北工業 ・大井	学年制全日制 普通科（クリエイティブスクール）・工業科	令和8年度

※下線は敷地・施設活用校

- ・学科の改編については全日制課程で1校、定時制課程で2校実施

対象校	改編の内容	新学科設置年度
二俣川看護福祉 (全日制)	看護科を普通科に改編	令和7年度
神奈川工業 (定時制)	工業科を単位制普通科・工業科 に改編	令和8年度
神奈川総合産業 (定時制)	単位制総合学科を単位制普通科 に改編	令和8年度

- ・夜間定時制課程の6校の募集停止を実施
横浜翠嵐、向の岡工業、磯子工業、茅ヶ崎
秦野総合、伊勢原

4 今後の予定

令和4年10月 教育委員会に全体計画一部改定(案)、Ⅱ期計画一部改定(案)、Ⅲ期計画(案)を付議

Ⅱ 令和4年度（令和3年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、令和3年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、令和4年9月7日に県議会に提出するとともに、公表した。

2 点検・評価の対象

県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組」に沿って、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画に位置付けた施策・事業、令和3年度当初予算の「重点的な取組」に位置付けた施策・事業等に加えて、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応についても対象とした。

3 報告書の構成

- (1) はじめに
- (2) 教育長及び教育委員会委員のメッセージ
- (3) 点検・評価の概要
- (4) 教育委員会について
- (5) 点検・評価結果
 - ア 実績・成果
 - イ 課題
 - ウ 今後の対応方向
 - エ 有識者の意見
- (6) 資料

<点検・評価結果に係る柱立て>

大柱（「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組」等）

- I 生涯学習社会における人づくり
- II 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV 子育て・家庭教育への支援
- V 学び高め合う学校教育
- VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII 県立学校の教育環境の改善
- VIII 文化芸術・スポーツの振興
- IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

4 点検・評価の結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画どおりに実施できない施策・事業もあったが、様々な工夫により子どもたちの安全・安心を確保するとともに、学びを保障するため、必要な対応を図ることができた。

Ⅲ 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について (令和4年3月17日以降)

1 県立学校及び市町村立学校の対応について

- (1) 令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県

教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

(2) 3月29日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査については、行わないこととされたことを受け、授業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【今後の当面の対応の概要】

- 高等学校及び中等教育学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない。
- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所

への送付により濃厚接触者を追認してもらおう。

- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- 「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」は、7日間自宅待機とするが、無症状であれば、4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除することが可能。

- (3) 4月12日に、文部科学省から4月1日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。
- (4) 5月26日に、文部科学省から5月24日付け事務連絡「学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について」により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の記載やその取扱いの趣旨に変更はないが、夏季を迎えるに当たり、マスクの着用が不要な具体的な場面が示されたことを受け、このことを、国のマスク着用に関するリーフレットを活用して、児童・生徒等及び保護者へ丁寧に説明することなどについて、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、国のマスク着用に関するリーフレットを活用するなどして、児童・生徒等及び保護者に対して周知するよう依頼した。
- (5) 5月31日に、文部科学省が5月24日付け同事務連絡でマスク着用の考え方を明確化したこと等を受け、学習活動及び学校行事等の実施における留意事項について改めて県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (6) 7月14日に、文部科学省から7月12日付け事務連絡「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」により夏季休業期間中の留意点が通知されたこと、また、7月13日の県対策本部会議において、

病床の医療フェーズが1から3に引き上げられるとともに、感染状況や医療逼迫状況を示すレベルが1から2に引き上げられたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組みながら、夏季休業前及び夏季休業中の留意事項により対応するとともに、各家庭に対して感染予防の徹底への協力を依頼するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、引き続き基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと等について依頼した。

(7) 7月26日に、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について、新たに作成したチラシを活用し、教職員等への理解を促すとともに、児童・生徒等及び保護者に周知するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

(8) 7月26日に、文部科学省から7月25日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」により、濃厚接触者の待機期間の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症が無い場合に解除。
- 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。

(9) 7月28日に、健康医療局長から7月27日付け通知「オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて(依頼)」により、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においても、中学校、高等学校と同様に保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととされたことを受け、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

- 特別支援学校で陽性者が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成して、保管することとし、保健所の追認は求めない（保健所にリストを送らない）。

- 学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱う。
- (10) 7月28日に、7月27日の県対策本部会議において、自主療養届出制度を積極的に活用するよう周知することとされたことを受け、改めて、教職員及び児童・生徒等並びに保護者に対して同制度の周知を行うよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (11) 8月2日に、県対策本部会議において、「かながわ BA.5 対策強化宣言」を行うこととされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、改めて対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (12) 8月26日に、県対策本部会議において、「かながわ BA.5 対策強化宣言」を9月30日まで延長することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養届出制度の活用について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- (13) 9月9日に、文部科学省から9月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」により、患者の療養期間等の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。
- 有症状患者は、発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
 - 無症状患者は、検査日を0日として翌日から7日間を経過した場合には8日目から解除を可能とする（従来から変更無し）。加えて、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

(14) 9月21日に、県対策本部会議において、9月30日までとされていた「かながわBA.5対策強化宣言」を、9月25日をもって終了することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼した。

2 県立社会教育施設の対応について

(1) 3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

- 博物館、美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- 図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

3 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和4年9月22日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年9月まで	高等学校・中等教育学校	23,050	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校児童・ 生徒数	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,298	29			
	合 計	24,348人	169校			

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和4年9月まで	高等学校・中等教育学校	1,709	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校教員数 (本務者)	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	781	29			
	合 計	2,490人	169校			

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年9月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数		合計	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314 (154)	87 (3)	177 (4)
	特別支援学校	169 (14)		90 (1)	
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096 (88)	71 (1)	108 (1)
	特別支援学校	41 (4)		37 (0)	
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416 (24)	15 (0)	28 (0)
	特別支援学校	18 (0)		13 (0)	
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258 (541)	386 (48)	526 (83)
	特別支援学校	165 (25)		140 (35)	
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277 (1,133)	316 (156)	412 (214)
	特別支援学校	130 (45)		96 (58)	
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,129 (601)	2,224 (625)	101 (23)	137 (46)
	特別支援学校	95 (24)		36 (23)	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	13,967人 (2,453人)	14,585人 (2,565人)	976人 (231人)	1,388人 (348人)
	特別支援学校	618人 (112人)		412人 (117人)	
合計	高等学校・中等教育学校	23,050人 (2,667人)	24,348人 (2,809人)	1,709人 (248人)	2,490人 (379人)
	特別支援学校	1,298人 (142人)		781人 (131人)	

※ () は自主療養者数で外教

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数	[参考]	
令和2年3月から 令和4年8月まで	高等学校	2,414	15	市町村立学校児 童・生徒数	市町村立学 校数
	中学校	34,977	407		
	小学校	104,992	849		
	特別支援学校	568	19		
	合 計	142,951人	1,290校		

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数	[参考]	
令和2年3月から 令和4年8月まで	高等学校	256	15	市町村立学校教 員数（本務者）	市町村立学 校数
	中学校	2,168	372		
	小学校	5,240	812		
	特別支援学校	315	19		
	合 計	7,979人	1,218校		

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年8月まで （学校再開後）	高等学校	11
	中学校	68
	小学校	116
	特別支援学校	7
	合 計	202校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数 (令和4年8月まで)
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	<児童、生徒>		<教職員>	
		感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人		58人	
	小学校	941人		152人	
	特別支援学校	15人		12人	
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人		1,061人	
	小学校	53,416人		2,953人	
	特別支援学校	283人		187人	
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727		137	
	小学校	8,991		260	
	特別支援学校	33		13	
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414		69	
	小学校	4,612		154	
	特別支援学校	37		6	
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718		44	
	小学校	2,544		121	
	特別支援学校	17		9	
令和4年 7月	高等学校	615	27,151	49	1,521
	中学校	8,317		463	
	小学校	18,138		954	
	特別支援学校	81		55	
令和4年 8月	高等学校	399	23,713	70	1,085
	中学校	6,863		336	
	小学校	16,349		646	
	特別支援学校	102		33	
令和4年度 小計	高等学校	1,386人	72,329人	148人	3,448人
	中学校	20,039人		1,049人	
	小学校	50,634人		2,135人	
	特別支援学校	270人		116人	
合計	高等学校	2,414人	142,951人	256人	7,979人
	中学校	34,977人		2,168人	
	小学校	104,992人		5,240人	
	特別支援学校	568人		315人	

※市町村が1か月分の感染状況をまとめて翌月10日までに文部科学省に報告したデータを集計

参考 2

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 9 月 22 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	2
8:45	1
8:50	30
8:55	13
9:00	52
9:05	13
9:10	17
9:15	3
9:20	8
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 4 年 9 月 22 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	9
9:10	2
9:15	1
9:30	3
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

IV 職員の定年引上げについて

1 概要

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員法等が改正され、国家公務員の定年が、次のとおり、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることとなった。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされており、国家公務員と同様に段階的に引き上げる必要がある。

	現行	R 5年度 R 6年度	R 7年度 R 8年度	R 9年度 R 10年度	R 11年度 R 12年度	R 13年度 以降
定年 年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2 定年引上げに伴う新たな制度等

(1) 給与水準

民間企業における60歳前後の給与水準を踏まえ、61歳となる年度以降の給与は60歳以前の7割水準に設定する。

(2) 役職定年制

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、原則として管理監督職は61歳となる年度以降、管理監督職以外のポストに降任する制度を導入する。

[管理監督職の範囲] 副課長相当職以上

副校長、教頭以上

[役職定年後の職] グループリーダー相当職

総括教諭

ただし、役職定年により公務の運営に著しい支障が生じる場合、引き続き管理監督職として勤務させることが可能

(3) 定年前再任用短時間勤務制

定年引上げにより65歳までフルタイム勤務が原則となる中、61歳となる年度以降の多様な働き方のニーズに対応するため、引上げ後の定年

前に退職した職員を短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入する。

(4) 退職手当

現行の定年年齢を超えて退職した場合に、現行制度下で定年退職する場合に比べて不利益とならないよう、次の特例措置を講ずる。

ア 退職事由を「自己都合退職」ではなく、「定年退職」として算定する。

イ 定年引上げに伴い退職手当算定基礎額の退職時給料月額が7割水準となり、退職手当算定額が低下する不利益を回避するため、給料のピークとなる60歳以前と61歳となる年度以降で給料月額と勤続期間で分けて計算する特例を適用する。

(5) 情報提供・意思確認制度

定年引上げに伴い、60歳の前後で任用や給与等、適用される制度が変わることから、61歳となる年度以降の制度等を職員に対して情報提供するとともに、勤務の意思を確認する制度を導入する。

3 今後の予定

令和5年度からの定年引上げに向け、令和4年第3回県議会定例会（11月）に次の条例の改正案を提案する予定。

- ・職員の定年等に関する条例
- ・職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例
- ・学校職員の給与等に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・その他、関係条例

V 教育職員免許状授与証明書交付手数料の有料化について

1 経緯

教育職員免許状を授与されていることを証明する「教育職員免許状授与証明書」は、教員免許更新手続の添付資料として交付されることが多く、本県では、これまで交付手数料を無料としてきた。

令和4年7月に教員免許更新制が廃止され、更新手続のために授与証明書を請求することがなくなり義務的要因が薄らいだことから、特定の者に対する役務の提供である授与証明書の交付手数料を令和5年度から有料化する。

2 対応案

教育職員免許状授与証明書交付手数料（1通につき400円）を設定する。

3 今後の予定

令和4年10月	手数料有料化の改正条例（案）を教育委員会に付議
同 11月	手数料有料化の改正条例（案）を県議会第3回定例会に提案
同 12月	改正条例の公布
令和5年4月	改正条例の施行

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 令和4年度事業概要報告書

1 設立及びその目的

- (1) 設立の根拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- (2) 設立年月日 昭和59年3月28日
- (3) 設立の目的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 所在地

横浜市中区日本大通33

3 出資金

- (1) 設立当時 5,000万円
出資者 神奈川県
- (2) 令和4年3月末日現在 2億円
出資者 { 神奈川県 5,000万円
民間 1億5,000万円

4 令和4年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

5 令和3年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

6 役員（令和4年9月1日現在）

理事長 鈴木教之
理事 上田尚弘 柴崎裕美 小嶋豊綱
監事 阿部知宏 古田満正

VII 令和6年度再編・統合対象校の設置基本計画案について

1 概要

(1) 趣旨等

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期(概ね15年間)を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の「実施計画(全体)」及び、取組みや対象校名を明示した「実施計画(I期)」を策定し、平成30年10月に「実施計画(II期)」を策定した。

「実施計画(II期)」に基づき、令和6年度再編・統合を行う対象校の設置基本計画案及び設置計画を策定する。

(これまでの経緯)

平成28年1月 「県立高校改革実施計画(全体)(I期)」を教育委員会にて付議・決定

平成30年10月 「県立高校改革実施計画(II期)」を教育委員会にて付議・決定

令和4年9月 当該校の設置基本計画案を作成

(2) 設置基本計画案の作成について

ア 設置基本計画案の位置付け

- ・ 「設置基本計画案」は、再編・統合の目的、考え方、教育内容等の概要を記載したものであり、「設置計画」を策定するにあたっての基本的な方針を示すものとして、再編・統合の概ね1年半前に作成する。
- ・ 「設置基本計画案」の作成後、さらに検討を重ね、教育内容等を具体的に示した「設置計画」を、再編・統合の概ね1年前に策定する。
- ・ 「設置計画」策定後、それに基づき再編・統合の準備を進めていく。

イ 主な内容

- ・ 再編・統合の実施年度
- ・ 設置形態(課程・学科等)
- ・ 設置の目的(再編・統合の目的)
- ・ 基本的コンセプト(基本的な教育の内容や方法)等

2 令和6年度再編・統合対象校の設置基本計画案

(1) 対象校

県央・相模原地域 厚木東高校・厚木商業高校

(2) 再編・統合における特色

- ・ 学年制による全日制の課程普通科と全日制の課程総合ビジネス科を併置し、いずれの学科の科目も履修できる教育課程を編成し、多様な進路希望に応じた幅広い教育を展開する。
- ・ 普通科は、共通教科・科目を中心とした教育課程とし、学習の基盤となる言語能力や問題発見・解決能力の育成を図るとともに、一般的な教養を高め、豊かな感性を育む。

また、進路希望の実現に向けた科目構成を基本としてキャリア教育実践プログラムも踏まえた主体的・対話的な学びをとおして、将来のキャリアを見据えた進路目標を実現できるよう展開する。

- ・ 総合ビジネス科は、ビジネスの各分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得及び経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

また、総合ビジネス科の特性をいかし、生徒の希望に応じて専門的な内容が深められるよう、マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報の4分野における、系・コースを設置し、経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に向けた専門教育を展開する。

3 今後の予定

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 令和5年2月 | 設置計画（案）を文教常任委員会に報告の後、教育委員会に付議 |
| 同 6月 | 令和6年度再編・統合に伴う設置条例の改正を県議会第2回定例会に提案 |
| 同 11月 | 新校の設置 |
| 令和6年4月 | 令和6年度再編・統合による新しい学校として教育活動を開始 |

Ⅷ 「神奈川県食育推進計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の第4次食育推進基本計画との整合。
- ・ 「未病改善」の視点から、県民が「食」を通じた健康づくりに自ら取り組んでもらうよう、家庭や学校、地域などにおける個々の施策を体系付ける。

2 改定骨子案

(1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置づけ
- ウ 計画の期間
- エ 計画の対象区域

(2) かながわの食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念
- イ 基本方針

- (7) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
- ウ 指標及び目標値
- (4) 食育推進の施策展開
 - ア 施策展開の考え方
 - (7) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携
 - イ 食育の基本的施策
 - (7) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 食文化の継承の推進
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ウ 県民、関係団体・事業者等に期待される取組
- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
 - ア ライフステージごとのテーマと取組例
 - イ 食育の取組総括表
- (6) 推進体制
 - ア 推進体制
 - イ 計画の達成状況の点検及び評価

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--|
| 令和4年11月 | かながわ食育推進県民会議の意見を聴取 |
| 令和4年12月 | 第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 令和4年12月
～令和5年1月 | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施 |
| 令和5年2月 | かながわ食育推進県民会議の意見を聴取
第1回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画案を報告 |
| 令和5年3月 | 計画の改定 |